令和8年第41回原子力委員会
資料第３－１号

原規規発第 2611042 号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ４ 日

原子力委員会　殿

原子力規制委員会
（公印省略）

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける
使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可に関する意見の聴取について

上記の件について、令和８年４月９日付けＲＦＳ発８第３号（令和８年９月２９日付けＲＦＳ発８第３７号をもって一部補正）をもって、リサイクル燃料貯蔵株式会社　代表取締役社長　高橋　泰成から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）第４３条の７第１項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同条第３項において準用する同法第４３条の５第１項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第４３条の７第３項において準用する同法第４３条の５第３項の規定に基づき、別紙のとおり同条第１項第１号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

（別紙）

リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和８年４月９日付けＲＦＳ発８第３号（令和８年９月２９日付けＲＦＳ発８第３７号をもって一部補正）をもって、リサイクル燃料貯蔵株式会社　代表取締役社長　高橋　泰成から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「法」という。）第４３条の７第１項の規定に基づき提出されたリサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵事業変更許可申請書に対する同条第３項において準用する法第４３条の５第１項第１号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、引き続き従来どおり、以下のことから、使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

・申請者は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）及び日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）の実用発電用原子炉の運転により生じる使用済燃料を貯蔵するという事業の目的に変更はないとしていること。
・申請者は、東京電力及び日本原電と締結している使用済燃料貯蔵契約に基づき、使用済燃料を東京電力又は日本原電に返還することに変更はないとしていること。